

～ 特集 I ～

ベトナムの司法改革と人民検察院

～ベトナムにおける司法改革の変遷と人民検察院の地位，組織，役割等～

国際協力部教官

伊 藤 文 規

序

本稿は、2006年度のベトナム最高人民検察院との交換プログラムにおいて、同検察院検察理論研究所のレ・フー・テー所長及びド・ヴァン・ドゥオン副所長から発表していただいた内容及び別途御教示いただいた内容等を基に、ベトナムの司法改革及び人民検察院における改革の経緯と状況等に対する理解を深めるため、ベトナムの統治機構における人民検察院の地位、機能、任務、組織機構等について、現段階での理解として適宜まとめたものである¹。

第一部では、これまでの司法改革における司法機関の形成過程と関連づけながら、現在に至るまでの人民検察院の形成、発展の歴史を、第二部では、現在までの司法改革を踏まえた人民検察院の地位、機能、任務、組織機構等の現在の状況を、それぞれ述べてある。

テー所長及びドゥオン副所長の発表の講演録と併せて、本稿がベトナム司法制度改革及び人民検察院の地位、機能、任務、組織機構等に関する理解、研究の一助となれば幸いである。

¹ 本文中の憲法等の法規範文書は可能なものはチェックしてあるが、各勅令のNo.と内容などについては、入手困難なため原文のチェックは行っていない。本稿は基本的にテー所長らからの教示を基にしていることをお断りし、その点ご承知おき願いたい。

第一部 ベトナムの司法改革と人民検察院の形成、発展の歴史

第1 1945年9月にベトナム民主共和国として独立して以来（現在の社会主義共和国の国名に変更したのは南北統一後の1976年）、共産党とベトナム政府は、革命政府の強化、人民の利益の保護の目的から、犯罪行為に対して適時かつ効率的に対峙するための公訴機関を含む司法機関の設立を推進しており、公訴機関（現在の人民検察院）の構築と発展の歴史はベトナムにおける独立から今日までの司法機関の体系の改革過程と密接に関連していることはいうまでもない。総じて言えば、司法機関の改革は、独立した1945年から今日まで計6回にわたっており、現在実施されている司法改革は最終の6回目の改革の一環として位置づけられるものである。以下、各段階における司法改革において公訴機関（現在の人民検察院）の変遷過程を俯瞰する。

第2 各司法改革と人民検察院

1 第1次司法改革²

1回目の改革は、主権国家として独立した後、1946年憲法³と3つの勅令（1946年1月24日付けの勅令13/SL号、1946年4月17日付けの勅令151/SL号、1946年7月20日付けの勅令131/SL号）により司法の確立を実施した段階であった。

1946年憲法では司法機関の組織と活動に関する基本原則を規定し、同憲法第63条によると、司法機関は①最高裁判所、②各上審裁判所、③各第2級裁判所及び各初級裁判所から構成されていた。なお、初級裁判所は町に、第2級裁判所は県、直轄市に、上審裁判所は北部、中部、南部にそれぞれ組織された。

そして、各階級の裁判所の整備とともに、この段階で、革命成果の保護と政府及び人民の利益の保護のためとして、上記各勅令に基づいて公訴機関も統治機構の中に形成された。これら勅令では、公訴機関は、裁判所機構の内に存在し、司法省によって管理されていた。

裁判所機構の中の公訴機関という意味を具体的に捉えると、初級裁判所では裁判官は審理と公訴の両方を行うこととされ、第2級裁判所では裁判官は審理裁判官と訴追裁判官（公訴院裁判官）の2つの役職に分けられていた。また、上審裁判所には、「掌理」をトップとした公訴専門の官職を擁する公訴院が設置された。つまり、独立した組織機構という角度からは、司法省大臣の管理、指導、運営の下に裁判所機構の中に公訴院が形成されたわけである。

そして、公訴官は司法警察の権限（刑事事件の捜査）を有し、公訴権を行使し、司法警察の捜査業務を指揮、監督していた。また、公訴官は、国家の名の下で訴追権者として刑事裁判の公判に参加するほか、確定判決の執行、裁判所管理業務の担当、審理裁判官を除く裁判所の全職員の業務の指揮、監督、刑務所監理業務の監督、官吏所の帳簿と公金の監査、管轄内の戸籍簿の監査などを行い、非刑事裁判の公判（民事事件）にも参

² 正確には、独立後の最初の司法確立段階であり改革という言葉はそぐわないかもしれないが、独立前のフランス統治時代の司法制度を独立により再構築したという観点から第1次司法改革と位置づけた。

³ 1946年11月9日のベトナム民主共和国の第1期国会で成立。

加することとされていた。公判に参加する際には、“事実を証明するために必要な方策を行使するよう裁判所に請求する権限がある”とされていた。民事事件への関与の上では、公訴官は、未成年者、行政法人の権利を保護する任務を有しており、また、身分関係及び法律上公訴官の意見が強制的である事項に対し関与しなければならないとされていた。

さらに、公訴院のトップである「掌理」の場合、上審裁判での刑事事件、戸籍事件の公判における発言権があるほか、法律、勅令、規則施行の監督、公共秩序に関係する判例文の執行の督促、裁判所の秩序を守らせてこれを監督すること、各部の司法警察職員の行動の監督も権限として有していた。

このような権限関係を踏まえると、ベトナムにおける公訴機関は、形成当初から既に、従前の宗主国であったフランスの司法機関体系の強い影響を受けながらも、組織機構、活動面で独立指向を徹していたと言える。つまり、公訴官は裁判所機構に存在するものの裁判官による指揮、監督を受ける関係にはなく、また、その機能と権限についても、公訴機関の主要かつ基本的な機能は犯罪者を訴追する公訴権の行使であるとし、その機能を効率的に果たすために、公訴機関は捜査活動を指揮、監督するに留まらず捜査も直接行うことができ、同時に、捜査機関は司法機関に対する監督も行い、公共秩序保障のために民事事件における真理性保護の義務の下で民事訴訟活動にも参加することとされたのである。

3 第2次司法改革

2回目の改革は、1950年5月22日付けの勅令85/SL号、1950年6月7日付けの首相通達21/TTG号、1950年6月8日付けの経済省、司法省の合同通達18/BKT-TT号の施行によって1950年に実施された。

1950年の司法改革は公訴機関の組織と活動を著しく変化させ、組織上、各級の行政抗戦委員会⁴が管轄地域内の公訴院を指揮することとなり、行政抗戦委員会は公訴機関に対して直接的な命令をすることができたし、公訴機関の代表は委員会の命令に従わなければならなかった。委員会の命令は一定期間における公訴方針についての一般命令にとどまらず、それぞれの具体的事務に対する個別命令も可能であった（別体系を有する軍事裁判所を除く）。権限の面では、1950年5月22日付けの勅令85/SL号によると、公訴院は刑事において公訴する権限だけでなく非刑事（民事）においてもさらに権限が拡大され、これは非刑事事件（民事事件）が私人の物事であって国家は干渉しないというベトナムの伝統観念が基本から大きく変容していったことを表わしている。

このように、2回目の司法改革の主要な内容は、司法機関に対する行政機関の指導の役割を強化し、その活動に対する人民性の拡大、強化を表しており、公訴機関はまだ独立した機関になるまでには至らなかった。行政機関に国家権力を集中させる体制を強化するという傾向は、ベトナムの当時の条件⁵に適応したものであった。

⁴ この当時は1946年から始まった旧宗主国フランスとのいわゆる第1次インドシナ戦争を継続中であった。

⁵ 1946年から始まったフランスとの第1次インドシナ戦争が長期化していたこともあり、行政機関による強力な中央集権体制を採る必要性が高かったことも要因であろう。

4 第3次司法改革

3回目の司法改革は、1958年4月29日付けの第1期第8回国会決議、1959年7月1日付けの政府決議156/TTg号、1959年7月2日付けの政府の政令321/TTg号によるものであり、これらによって、中央から地方まで組織され、独立した国家機関体系としての公訴院が設立された。

このとき設立された公訴院の体系は

- 中央公訴院（政府委員会の直轄に置かれ、省と同等の責任、権限を有する）
 - 控訴審公訴院（ハノイ、ハイフォン、ヴィン、北越自治区、タイ・モン自治区）
 - ハノイ市、ハイフォン市公訴院、ホン・クエン区公訴院、各県とヴィン・リン地域の公訴院
- という機関であり、司法省からは分離された。

また、公訴院の任務は以下のとおりとされた。

- ① 刑事に関する法律違反者を捜査し、裁判へ起訴する。
- ② 捜査機関の捜査業務における法理施行を監督する。
- ③ 裁判所の裁判業務における法律施行を監督する。
- ④ 刑事、民事判決執行における法律施行と勾留、留置、矯正機関の活動における法律施行を監督する。
- ⑤ 国家と人民の利益に関係する重要な民事事件の提訴と訴訟へ参加する。

上述のとおり、第3回目の司法改革により、ベトナムの統治機構における公訴院の地位、役割は、独立した国家機関として位置づけられるとともに、2回目の司法改革に比べて、その役割、任務が具体的かつ明確に特定された。

これは1960年に公訴機関から人民検察院へと移行させるための実質的な準備段階とも言えるものであった。

5 第4次司法改革

4回目の司法改革は、1945年憲法を改正した1959年憲法⁶と1960年の人民検察院組織法を含む国家機構組織に関する法律の公布によるものである。

この諸法令に基づいて、公訴機関は公訴院から新しい国家機関、つまり人民検察院へと移行された。公訴院に代わる人民検察院への組織移行は、ベトナムの革命段階の移行という客観的な要請から出発したものであり、フランスとのインドシナ戦争を経て革命が段階を移行したという現状と認識を基に、国家機構も新しい任務に対応するために適切な変革を取らなければならなかったものである⁷。

また、理論的には、法制の統一が社会主義革命の進行には不可欠であり、法制の統一

⁶ 1959年12月31日のベトナム民主共和国第1期第11回国会で成立。

⁷ 1954年のジュネーブ協定によるフランス撤兵後、1955年にアメリカの支援により南部にベトナム共和国(首都ハノイ、現ホーチミン)が成立し、これに対して1960年に南ベトナム解放民族戦線が結成されるなど、この第4次改革の段階では、南部では人民民主民族革命を継続しながら、北部では社会主義革命を進めるという革命移行の段階にあったとされる。

を保障するためには法律の遵守を檢察⁸するための人民檢察院を設置することが必要不可欠であるとの考え方を基礎に置いていた。

そして、この理論を基礎にして、二重直属制度の撤廃、つまり、地方檢察院は中央のみ帰属させることとし、地方政府機関のいかなる決定に対しても法制面で抗議する権限と義務を与えられた。

具体的には、1959年憲法は人民檢察院の組織と活動について4つの条項を置いて基本原則を規定した。すなわち、人民檢察院は政府委員会に属する諸機関、地方政府機関、国家機関の職員と公民の法律遵守を檢察する機能を有し(105条)、組織と活動については、各階級の人民檢察院は上級の人民檢察院の指導と最高人民檢察院の指導しか受けない(107条)。そして、最高人民檢察院は国会に対して業務を報告し、責任を負い、国会会期がない期間中には国会常任委員会に対して業務を報告し、責任を負う(108条)とされた。

そして、1959年憲法に規定された人民檢察院の組織と活動に関する基本原則に基づいて、1960年に人民檢察院組織法が公布され、ベトナムの国家機構の中に人民檢察院体系が中央から町レベルの行政単位まで統一的に設置され、また、軍事檢察院も設置された。

1960年の人民檢察院組織法第3条によると、人民檢察院は以下の具体的な業務を担っていた。

- ① 政府委員会に属する諸機関、地方政府機関の決議、決定、通達、指示、措置における法律遵守を檢察し、国家機関の職員と公民の法律遵守を檢察する。
- ② 刑事に関する法律違反者を捜査し、人民裁判所へ起訴する。
- ③ 公安機関と、その他の捜査機関の捜査業務における法律遵守を檢察する。
- ④ 刑務所の勾留、留置における法律遵守を檢察する。
- ⑤ 国家と人民の利益に関係する重要な民事事件の提訴と訴訟へ参加する。

このように、4回目の司法改革は、3回目の司法改革をさらに推し進めたものであり、公訴機関の単なる名称変更にとどまらず、ベトナムにおける公訴機関の地位、役割等を大きく質的に変化させる結果をもたらした。

この質的な変化とは具体的には以下のものである。

その1： 組織上、公訴機関はもはや従前の様に行政機関に属さず、ベトナムの国家最高権力機関である国会の監督を受ける独立機関となった。

その2： 自らの活動において、人民檢察院は最高人民檢察院の指導下に置かれるという統一集中の原則と地方のいかなる機関にも隷属しないという原則に従わなければならない。

その3： この改革の時点から、公訴機関は公訴権行使の機能だけでなく行政、経済、社会分野と司法活動の分野における法律遵守にも檢察機能を行使する。

⁸ ベトナムでは「檢察」＝「検査して査察する」という意味合いで通常使われており、日本語の監督とか監察に近い。法律遵守の檢察とは法律遵守について監督するという意味合いであり、後述の「裁判の檢察」とか「捜査の檢察」なども、「裁判の監督」「捜査の監督」という意味合いとして理解する必要がある。以下、ある活動に関する「檢察」は同様の意味で理解願いたい。

基本的に、4回目の司法改革の内容は、従前のソ連、東欧社会主義諸国の多少理想化された既成モデルを取り入れたものとされる⁹。

6 ベトナム統一後の改革（第4次改革の流れとして）

1976年、南北統一によりベトナム社会主義共和国が成立し¹⁰、その後、第4回共産党の全国代表大会において、1980年憲法が成立、公布された¹¹。

1980年憲法では、人民検察院に関する1959年憲法の内容について重要な補充を行った。すなわち、1980年憲法は、国家機関、社会組織、人民武装集団、国の職員と公民の法律遵守に対する検察院の検察機能を明記し、人民検察院の公訴権行使の機能も強調した。

そして、人民検察院の組織、活動における上記5. その2に記載した2つの原則、つまり統一的集中的な指導の原則と地方においていかなる国家機関にも隷属しないという独立の原則を引続き再確認するとともに（140条）、各階級の人民検察委員首長と特に最高人民検察院長官の役割と責任をより明確に規定した（138条ないし141条）。なお、1980年憲法に基づき、1981年7月の第7期第1回国会において人民検察院組織法を改正、成立させた（1989年に組織法につき若干の改正がされた）。

7 第5次司法改革

第5回目の司法改革は、ベトナムが1986年にドイモイ（刷新）政策を採択し¹²、国家的な改革の段階に入った1987年から始まり、1992年4月15日の第8期第11回国会において1992年憲法が成立し、また、1992年10月7日、国会は1992年人民検察院組織法を成立させた。

これらの制定前の段階では、人民検察院を政府直属の公訴院へと移行する提案もされたが、結局、1991年12月4日の共産党中央執行委員会の決議により人民検察院は従前どおり法律遵守と公訴の機能を保持するという結論が下され、この結論が1992年憲法草案委員会においても維持され、1992年憲法の137条及び1992年人民検察院組織法の1条に反映された。

1992年憲法における人民検察院に関する諸規定は、1980年憲法と比較すると、

⁹ そのため、ベトナムの1960年人民検察院組織法と1957年の旧ソ連における検察業務に関する条例とでは機能、任務、基本的な組織体系、活動諸原則に関して多くの類似点が見受けられるとのことである。

¹⁰ 1960年に南ベトナム解放民族戦線が結成された後、北のベトナム民主共和国とアメリカの支援を受けた南のベトナム共和国との内戦状態、アメリカの本格介入によるベトナム戦争へと発展しつつ、北のハノイ政権の支援により1969年臨時革命政府が南に樹立されて民族解放戦争を展開し、1973年アメリカが南ベトナムから撤兵、1975年にサイゴン陥落によってベトナム共和国が崩壊し、1976年、南北統一によってベトナム社会主義共和国が成立した。

¹¹ 1980年12月18日のベトナム社会主義共和国第6期第7回国会で成立。

¹² ドイモイ＝「刷新」の意。1986年12月の共産党第6回大会において採択された政策であり、内部からの社会主義の改革路線である。経済面においては市場経済導入のための対外経済開放政策であり、政治面では「党浄化」の名のもとでの党員の腐敗追放や党内民主化の推進政策、外交面では全方位外交政策であり、その他広い分野における一連の政策。現在も同改革路線を継承している。

組織と活動の原則の観点から、2点の特徴が挙げられる。

その1： 地方人民検察院の院長は人民評議会¹³に対して、地方における法律の施行についての報告と人民評議会代表質問の答弁の責任を負う(140条)。つまり、人民評議会は人民検察院の活動を監督する権限があることになった(1992年人民検察院組織法第7条)。

その2： 従前には最高人民検察院長官の諮問機関となっていた検察委員会が、重要問題の討論と多数決による決定の権限を持つようになった(138条)。つまり、最高人民検察院長官、県級人民検察院院長、中央軍事検察院、軍区級軍事検察院は人民検察院の組織と活動に関するすべての問題を自ら単独で決定する権限がなくなった。

ただ、1992年憲法と1992年人民検察院組織法においては、従前の人民検察院の2つの機能に関する規定をそのまま維持しており、この機関体系の組織機構に関する諸規定については基本的に従前と比べて変わりはない。

8 第6次司法改革

第6回目の司法改革は、1997年の第8期第3回共産党中央執行委員会の会議及び1999年の第7回会議における諸結論を踏まえ、人民検察院の機関の合理的な整理、公訴と司法監督の活動を質的に向上させ、効率を上げなければならないという要請を受けて実施されることになった。

そして、2001年4月の共産党第9回全国代表大会において、共産党の指導の下で社会主義法治国家、「人民の、人民による、人民のための法治国家」を確立するため¹⁴、国家の組織と活動の改革推進、民主主義の発揮、法制の強化を確認した。司法分野に関しては、同全国代表大会では、冤罪、誤った司法手続等のケースを防止するための捜査、逮捕、勾留、裁判、判決執行業務における司法機関、職員の責任感を強め、司法機関の組織改革、活動の質的向上を推進することを決議により明確に掲げ、人民検察院は公訴機能と司法活動を検察する機能をよりよく実施することを要請された。

その後、2001年11月19日、党中央執行委員会の第9期第4回会議において、1992年憲法の諸条項を改正、補充する旨結論を下し、1992年憲法により確定された政治体制と国家機構の本質と全体のモデルを引き続き貫くという姿勢を堅持しつつ、国家機構改革継続のための基礎として国家機構組織に関する諸条項を改正、補充することに重点を置き、国家機構におけるそれぞれの具体的機関の在り方を示した。この中で、人民検察院の任務、機能については、公訴機能と司法活動を検察する機能を集中して実施することとし、従前任務とされていた中央及び地方の諸機関、組織、個人の法律遵守

¹³ 国権の地方機関であり、地方議会としての役割を持つ。

¹⁴ 社会主義法治国家という点に関しては、既に1992年憲法第2条に「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家である。」旨明記されており、この第6次改革の時点において新しく掲げられた考え方ではない。

の検察機能についてはこれを行使しない方向での改正，補充が必要である旨明確に掲げられるに至った。

こうした共産党の第9回全国代表大会の決議及び党中央執行委員会の第9期第4回会議の結論を踏まえて，2001年12月25日のベトナム社会主義共和国第10期第10回国会において，「1992年憲法の諸条項の改正，補充に関する決議」により同憲法の改正，補充がなされた¹⁵。

この1992年憲法の2001年改正においては，人民検察院の機能について137条により「人民検察院は公訴権と司法活動の検察権を行使する。」旨規定される一方，行政，経済，社会分野における法律遵守を検察する機能が検察院からなくなった。その意味では同改正憲法により人民検察院の機能は公訴権行使の機能と司法活動に関する法律遵守の検察機能の2つの機能に特化され，法律遵守の検察機能が縮小されたことになる。

また，上記2001年の憲法改正を踏まえ，2002年4月，人民検察院の機能，任務，権限と組織に関して改正人民検察院組織法が成立した。

この2002年改正人民検察院組織法では，人民検察院の機能について上記の公訴権行使及び司法活動の法律遵守の検察の2つであることを確認し，それぞれの機能を具体的かつ詳細に規定するとともに，人民検察院の捜査機関を最高人民検察院にのみ設置して下位の人民検察院の捜査機関を廃止するなど，検察院の機能の上記2機能への集約化，特化を進めている。

現在の人民検察院の地位，組織機構，機能，権限等は，基本的に1992年憲法，その一部を改正した上記の2001年改正憲法及び2002年改正人民検察院組織法に基づいている。これら現行の憲法及び改正人民検察院組織法により規定されている人民検察院の地位，機能，任務，組織機構等については第二部に述べる。

¹⁵ 第10期第10回国会の2001年12月25日付決議51/2001-QH10号。

第二部 人民検察院の地位、機能、任務、組織機構等について

(現行憲法¹⁶及び2002年改正人民検察院組織法に基づく現在の人民検察院)

第1 ベトナムの統治原則

- 1 1992年憲法(同)において、ベトナム社会主義共和国は、「人民の、人民による、人民のための社会主義法治国家」であり、国家の全権力は労働者階級と農民階級と識者の連合体を基盤とする人民に属するとされ、立法権、行政権及び司法権はいわゆる三権分立主義ではなく、集権主義がとられている。つまり、すべての国家権力は、人民の最高代表機関であり、ベトナム社会主義共和国の国家最高権力機関である国会に集中している。1992年憲法(同)において、国会は立憲権と立法権を有する唯一の機関であり、国家の最も重要な問題を決定し、国家機構の組織、活動を規定し、国家機構の全活動に対する監督権を行使することになっている。
- 2 しかし、それは国会がすべての権力行使を自ら行うという意味ではなく、国会、政府、最高人民裁判所と最高人民検察院との間では権限行使を役割分担されており、相互の役割分担と連携体制については、2001年改正憲法において、「国権は、国家機関に統一され、分権化されている。国家機関は、立法権、行政権及び司法権を行使するにあたり、互いに協力するものとする。」という条項が付加された(2001年改正憲法第2条後段)。

第2 人民検察院の地位と活動原則

- 1 人民検察院は、ベトナムの国家機構のうち1992年憲法(同)に明記された機関の1つである。そのため、その他の国家機関と同様、人民検察院は、ベトナム国家機構の一般的な組織と活動の共通原則に基づいて組織され、活動しているが、他方、検察という特殊性のある地位、機能、任務があるため、その任務遂行の要請により良く対応し、効率良く活動することを保障するため、1992年憲法(同)第138条及び2002年人民検察院組織法第8条により、

① 検察分野における集中的、統一的な指導の原則

② いかなる地方国家機関にも隷属しない独立の原則

という2つの特殊な活動原則が規定され、この活動原則に従って人民検察院の体系は組織され、活動している。

ただ、これら原則は、人民検察院の体系が、ベトナムの国家機構の組織及び活動の共通原則と関係なく個別原則に従って活動することを意味するものではない。個別の機関体系であっても、各人民検察院はベトナム国家機構から切り離せない一部分であることは言うまでもない。この原則は、集中民主の原則を起源とし、法制の統一性を保障することを目的としているものである。

¹⁶ 2001年改正憲法は1992年憲法の一部条項を改正したものであり、改正部分以外の条項は1992年憲法の条項のままである。以下、改正されなかった条項は「1992年憲法(同)」とし、改正された条項は2001年改正憲法として引用する。

2 上記2つの原則の概略を以下に述べる。

(1) 「検察分野における集中的、統一的な指導の原則」

ア ベトナムの国家機構の一般的な基本原則として、地方の国家機関は、一方では政府又は主管官庁に直属し、他方では地方の人民評議会（議会）又は人民委員会にも直属しているというものがある。これは両方向帰属原則などと称されることもある。

しかし、人民検察院は、上記の両方向帰属原則ではなく、司法分野における集中的、統一的指導の原則に基づいて組織され、活動しており、唯一の中央機関にのみ直属し、集中的、統一的に指導されている。

そして、人民検察院の体系は最高人民検察院、各地方の人民検察院、各軍事検察院からなる統一的な体系であるところ、これら体系上においては、上記の集中的、統一的指導の原則に基づき、各地方の人民検察院は院長によって指導され、下位検察院は上位人民検察院院長の指導を受け、各地方の人民検察院院長、各階級の軍事検察院院長は最高人民検察院長官の統一的指導を受けることとされている（1992年憲法（同）第138条、2002年人民検察院組織法第8条）。また、地方検察院の院長、副院長及び検察官、軍区、地域軍事検察院、人民検察院の捜査員は全員が最高人民検察院長官に任命、罷免、免職の権限がある。

つまり、上から下までのすべての人民検察院は統一システムを形成しており、いかなるレベルの人民検察院の活動も院長の指導下に置かれ、人民検察院の院長は自らが指導する検察院のすべての活動に関して、最高人民検察院長官に対して個人の全責任を追う。また、最高人民検察院長官は全検察領域の活動に関して、国会あるいは国会常任委員会及び国家主席に対して個人的に全責任を追う。

イ 検察分野における集中、統一的原則を実施することは、各レベルの検察の統一的で一貫性のある活動を保障し、公訴権行使及び検察活動の効果を高めるための条件の整備となる。

また、院長は検察院の管轄に属する諸問題を決定する権限及び責任を有するが、これは民主集中の原則を排除するものではなく、院長は独断的に諸問題を決定する権限がなく集団討議に基づくことになっている。すなわち、最高人民検察院及びプロビンス級人民検察院では検察委員会が設置されており、検察委員会は検察の方向性、任務、業務計画、法律法案、国会例法案等重要な問題を討論、決定することと規定されている（2002年人民検察組織法第32条、第35条）。そして、2002年人民検察院組織法によると、検察委員会は、諸問題を討論し、多数決で意思を決定するが、人民検察院の院長が検察委員会構成員の多数意見と一致しない場合、多数意見に従うこととされている。このように、この規定は、民主の拡大、集団の知恵の発揮を保障しながら、院長の権限を抑制し、院長の責任を強化するものとされる。もっとも、意見が一致しない場合には、上級機関に報告する権限がある（最高人民検察院長官の場合には国会常任委員会への報告、プロビ

ンス級人民検察院院長の場合には最高人民検察院長官への報告)。

(2) 「いかなる地方国家機関にも隷属しない独立の原則」

ア 人民検察院は、自らの組織及び活動において、いかなる地方国家機関にも隷属しないという原則であり、この原則は検察分野における集中的、統一的指導原則と密接な関係を持っている。社会主義法制の統一性を保障し、全国的な法の統一的施行を阻害するかつての「王法も村の垣根まで」という状態の制限、防止、排斥するためには、人民検察院の集中的、統一的指導を行うことが必要であり、そのためには、人民検察院の体系がいかなる地方国家機関にも隷属しない独立の原則に基づいて組織され、活動する必要があるからである。

この独立の原則の内容は以下のように表されている。

： 人民検察院は、自らの機能、任務を独立して遂行し、地方国家機関の支配を受けず、最高人民検察院長官の指導のみ受ける。

： 活動にあたって、人民検察院は、憲法、法律、国会令、その他国会、国会常任委員会、政府、首相の法規範文書及び最高人民検察院長官の指導にのみ隷属する。

： 組織上、最高人民検察院長官は各階級の人民検察院の機構及び定員の決定、地方の院長、副院長、検察官の任命、罷免、免職の決定を行う。

イ もっとも、この独立の原則は、人民検察領域の法律が厳正かつ統一的に施行されるように保障するという人民検察院の任務を全うするためのものであり、人民検察院の体系が完全に独立した活動を行い、地方の国家機関とは無関係という意味ではない。国家機関同士は常に全面的かつバランスの取れた連携体制を採るべきとされ、そのため、自らの活動において、地方人民検察院は、地方にある他の国家機関と密接に連携体制を採り、お互いに協力し、国家の共通の任務を成功させなければならないとされる。

2001年改正憲法と2002年人民検察組織法において、地方人民検察院長は同級の人民評議会の監督を受け、人民評議会に対する報告責任を負う旨規定しているし、地方人民検察院は人民評議会の会議に積極的、自主的に十分参加しなければならないとされ、人民検察院院長は人民評議会に対して報告し、地元での法律施行状況と人民検察院の活動について人民評議会代表の質問に答弁する一方、他方では、人民検察院の活動実態を通じて、院長は犯罪及び法律違反の防止を提案し、地方において法律が厳正かつ統一的に施行されるよう人民評議会と連携体制を採ることとされている。

なお、地方国家機関との関係は上記のとおりであるが、1992年憲法と2002年人民検察組織法によれば、人民検察院の全活動は常に国会、国会常任委員会、国家主席の全面的かつ厳密な監督下に置かれ、最高人民検察院は国会に対して業務を報告し、責任を負い、国会会期がない期間中には国会常任委員会と国家

主席に対して業務を報告し、責任を負うと規定されている（1992年憲法（同）第139条、2002年人民検察組織法第9条）。

3 人民検察院メンバーの任免権限等

- (1) 最高人民検察院長官は国会で選出され、大統領（国家主席）の提案に従って任命、罷免、免職される。最高人民検察院長官の任期は国会の任期に従う。最高人民検察院長官は国会の監督を受け、国会に対して責任を負い、業務報告を行う。国会が召集されていない期間は、国会常任委員会と国家主席に対して責任を負い、業務報告する。
- (2) 最高人民検察院副長官と最高人民検察院検察官は最高人民検察院長官の提案に従って、大統領（国家主席）に任命、罷免、免職される。
- (3) 地方検察院の院長、副院長、検察官、中央軍事検察院副院長、軍区軍事検察院とその同等の院長、副院長、検察官、地域軍事検察院、最高人民検察院と中央軍事検察官の捜査員は全員最高人民検察院長官によって任命、罷免、免職される。

第3 人民検察院の機能、任務等

- 1 2001年改正憲法第137条によれば、「最高人民検察院は公訴権と司法活動の検察権を行使し、法律の厳正かつ統一的な施行の保障に貢献する。各地方の人民検察院は公訴権と地元の司法活動の検察権を行使する。各軍事検察院は法律の規定に従って公訴権と司法活動の検察権を行使する。」と規定され、人民検察院の検察権は司法活動に対するものみに縮小された。

2002年人民検察院組織法においても、人民検察院は公訴権と司法活動における法律遵守の検察権を行使する機能を有する旨規定されている¹⁷。

2002年人民検察院組織法によれば、人民検察院は下記の業務を遂行することによりその機能、任務を果たすことと規定されている。

- ① 公訴権の行使と、捜査機関及びある捜査活動の遂行任務が命じられた他の捜査機関の刑事事件捜査における法律遵守の検察権の行使
- ② 司法機関の職員が犯罪者である司法活動侵害罪の捜査
- ③ 公訴権と刑事事件の裁判における法律遵守の検察権の行使
- ④ 民事、婚姻及び家庭、行政、経済、労働事件その他法律に基づく事件の処理の検察

¹⁷ 2001年憲法改正を踏まえて改正された刑事訴訟法（2003年改正）においても、「検察院は、すべての犯罪行為を適時に処理するために、刑事訴訟において公訴権を行使し及び法律遵守を検察する。犯罪及び犯罪者を見逃さず、無実の者に罪を着せないように、真犯人、間違いない罪に対し、正しい法律により、立件、捜査、起訴、裁判、判決の執行を行うことを検察する。」旨規定されている（同刑訴法第23条3項）。

- ⑤ 人民裁判所の判決，決定執行における法律遵守の検察
- ⑥ 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者管理及び教育における法律遵守の検察

2 人民検察院の公訴権行使

- (1) 人民検察院の公訴権行使とは，犯罪と犯罪者を漏らさず，犯罪者に対してはその責任を追求するとともに，無実の者が冤罪に陥ることのないことを保障するため，公訴権の内容に属する権限を総合的に行使することである。そして，公訴業務は，刑事事件の立件¹⁸当初から捜査，起訴，裁判といった刑事訴訟の全過程における各段階において，遂行される。

現行法では，人民検察院はベトナムにおいて公訴権行使の機能を委ねられた唯一の機関である。

この人民検察院の公訴権行使は，刑事訴訟過程の中で大きく分類すれば，刑事事件の捜査段階と刑事事件の裁判段階の2段階に分けられる。

(2) 捜査段階における公訴権行使

その内容は2002年人民検察院組織法第13条に規定されているほか，2003年改正刑事訴訟法第112条において，以下のとおり，捜査段階において公訴権を行使する検察院の任務及び権限が具体的に規定されている。

- ① 刑事事件，被疑者の立件¹⁹をすること，捜査機関に対して刑事事件の立件又はその決定の変更及び被疑者の立件を要求すること
- ② 捜査機関への捜査の遂行等を要求すること，必要に応じて法律の規定に基づきある一定の捜査活動を直接遂行すること
- ③ 法律の規定に基づいて，捜査機関の長に捜査官の更迭を要求すること，捜査官の行為に犯罪の兆しがある場合，当該捜査官に対し刑事事件を立件すること
- ④ 逮捕，暫定留置，勾留及びその他の予防措置の適用を決定すること，法律に基づいて捜査機関の決定に対する承認，不承認を決定すること
- ⑤ 捜査機関の無根拠かつ違法な決定を取り消すこと，捜査機関に被疑者の指名手配を要求すること
- ⑥ 被疑者の起訴を決定すること，捜査の停止又は中断，事件の停止又は中断の決定をすること

¹⁸ 刑事事件の立件は，ベトナム刑事訴訟法第2編第8章に規定された手続であり，捜査の端緒を得たときに刑事事件として認知し捜査を開始するための手続である。

¹⁹ 被疑者の立件は我が国にはない手続であり，ベトナム刑事訴訟法第2編第10章に規定がある。犯人である嫌疑が強くなった被疑者に対して捜査機関が捜査の対象とする旨明示的に決定する手続である。被疑者を立件した決定をした場合，捜査機関は直ちに被疑者にそれを通知し，被疑者の権利義務を説明しなければならないなどの規定がされている。

(3) 裁判段階における公訴権行使

2002年人民検察院組織法第17条によると、人民検察院は、以下のとおり裁判段階における公訴権行使の任務と権限を有する。

- ① 公判において、事件処理に関する人民検察院の起訴状、決定を朗読すること
- ② 第一審公判において被告人に対する論告を行い、第二審公判での事件処理に関する観点を発言すること、第一審公判、第二審公判における弁護士及び他の訴訟参加者と弁論する
- ③ 監督審²⁰、再審公判における事件処理に関する人民検察院の観点を発言すること

上記の任務と権限は、2003年改正刑事訴訟法にも盛り込まれており、①の起訴状朗読に関しては同法第206条、②の第一審公判での任務等に関しては同法第217条1項、第218条、②の第二審公判での任務等に関しては同法第247条、③の監督審に関しては同法第282条2項、③の再審に関しては同法第297条にそれぞれ規定がある。

3 人民検察院の司法活動における法律遵守の検察権行使

- (1) 2001年改正憲法及び2002年人民検察院組織法により、検察院はもはや行政、経済、社会分野における法律遵守の検察活動を行わず、司法活動における法律遵守の検察活動のみ行うこととされた。

人民検察院による司法活動における法律遵守の検察権の行使は、大別して

- ① 刑事事件捜査の検察業務
- ② 裁判の検察業務
- ③ 判決執行の検察業務
- ④ 暫定留置、勾留、自由刑の受刑者の管理と教育の検察業務

に分類され、これら業務を通して司法活動の検察の任務と権限を全うする。

- (2) 刑事事件捜査の検察業務

刑事事件捜査の検察業務は、捜査機関及びある一定の捜査活動の遂行を命じられた他の捜査機関の刑事事件捜査における法律遵守を検察することである。

捜査活動の目的は、ある個人が有罪か無罪か、法律の下に起訴するまでに値するかどうかを特定することである。そして、捜査の検察業務は、犯罪と犯罪者を漏らさず、無実の者を冤罪にせず、何人も違法な逮捕、身柄拘束、公民権の制限を受けないように、いかなる公民に対する刑事責任の追求においても、根拠があり、合法的であることを保障することがねらいであって、法律違反のすべての行為が十分かつ正確、合法的に捜査され、適時、客観的に処理されることを保障するためにある。

²⁰ 我が国にはない制度であり、第一審あるいは控訴審の裁判が法的に効力を生じた（日本風にあえて言えば「確定」）後でも、重大な法律違反があると認めた場合、最高人民裁判所長官や最高人民検察院長官など所定の権限者により裁判の再検討が行われる制度。民刑事ともに監督審制度がある。

そのため、2002年人民検察院組織法は捜査の検察業務を行う際の任務と権限を規定し、その内容が2003年改正刑事訴訟法第113条に盛り込まれて、より具体的に規定されている。同法第113条によれば、人民検察院は、以下のとおり、捜査の検察における任務と権限を有するとされている。

- ① 立件の検察，捜査機関の捜査活動及び事件記録作成の検察を行うこと
- ② 訴訟参加人の法律遵守を検査すること
- ③ 法律規定に基づく捜査の管轄争いを解決すること
- ④ 捜査機関への捜査活動における法律違反の改善を要求すること，捜査機関の長に対し，捜査官の法律違反に関する必要書類の提出を要求すること，捜査遂行の際，法律違反した捜査員を厳正に処分するよう捜査機関の長に要求すること
- ⑤ 犯罪及び法律違反の防止対策を適用するよう関係機関，組織に提案すること

(3) 裁判の検察業務

裁判の検察は、裁判が適法，厳正，適時に実施されることを保障するために、裁判所の審理過程における法律遵守を検査する活動をいう。

2002年人民検察組織法及び2003年改正刑事訴訟法によると刑事事件の裁判の検察業務を行う際、人民検察院は以下の任務と権限を有する。

- ① 人民裁判所の審理活動における法律遵守を検査すること
- ② 訴訟参加者の法律遵守を検査すること
- ③ 法規定に基づく人民裁判所の判決と決定を検査すること
- ④ 異議を検討，決定するために同級裁判所又は下位裁判所に刑事事件の記録を送付するよう請求すること

そのほか、検察院は、法律違反を発見した場合、同級裁判所若しくは1つ下位の裁判所の法的に未確定の第一審決定又は判決に対しては控訴審手続に従って異議申立をする権利を有し、裁判所の法的に効力を生じた決定又は判決に対しては、監督審の手続に従って異議を申し立てる権利又は法律の規定に従った新しい事実を発見した場合の再審手続に従って異議を申し立てる権利を有する（改正刑事訴訟法の控訴，監督審及び再審の各手続に規定がある）。

また、同級及び下位の裁判所に対して裁判における法律違反行為をなくすように提案し、関連機関や組織に対して犯罪と法律違反を防止するための方策を適用するよう提案する権利を有する。そして、犯罪の兆しを認めた場合は、刑事事件を立件する。（2002年人民検察院組織法第19条）。

さらに、人民検察院は、事件を適法，迅速に処理することを保障するため、民事，婚姻及び家庭，行政，経済，労働その他の事件処理における法律遵守の検察業務を行うこととされている。

これらの事件処理における法律遵守の検察は、具体的には以下のとおりの業務によって行われる。

- ① 裁判所の事件受理と書類作成を検査すること
- ② 法律規定に基づいて公判に参加すること
- ③ 民事非訟事件の会合に参加すること
- ④ 裁判所の民事事件の処理と処分決定を集中的に検査し、当事者の請求と申し立ての内容に基づいて証拠を確認、収集するよう裁判所に要求すること
- ⑤ 控訴審、監督審、再審の異議の基礎とするために書類、資料、物証を当事者、個人、組織に提供するよう要求すること

そのほか、人民検察院は、民事、婚姻及び家庭、行政、経済、労働その他の事件処理における法律遵守を検査するに当たり、法の規定に基づき、人民裁判所の判決、決定に対する控訴審、監督審、再審の異議の申立権限を有し、事件処理における法律違反を克服するよう同級裁判所又は下位裁判所に提案し、犯罪の兆しがある場合、刑事事件を立件する（2002年人民検察院組織法第22条）。

(4) 判決執行の検察業務

判決執行の検察業務は、判決、決定が適法、十分かつ迅速に執行されることを保障するため、法的効力を生じた判決、決定及び法の規定に基づく即時執行の判決、決定の執行に関係する人民裁判所、執行機関、執行官、部署及び個人に対する法律遵守を検査する業務である（2002年人民検察院組織法第23条）。

人民裁判所の判決、決定は厳正、迅速、適法に執行されて初めて意味がある。判決執行は、人民裁判所の信頼性の確保と国家、集団の利益の保護、公民の合法的権利及び利益保護に貢献する非常に重要な段階である。

人民検察院は、判決執行の検察において以下のような権限を有する。

- ① 人民裁判所、関係機関に対して、(i)法律の規定に従って判決執行の決定を下すこと、(ii)法的効力を生じた判決及び決定、法の規定に基づく即時執行の判決及び決定の執行を自ら検査し、人民検察院に通知すること、(iii)法的効力を生じた判決及び決定と法の規定に基づく即時執行の判決及び決定の執行に関係する書類、資料、物証を提供することを各要求する権限
- ② 人民検察院は同級及び下位執行機関、執行官、関係機関、組織、部署及び個人の判決執行業務の法律遵守並びに判決執行に対する抗告、申立て、告発を直接検査する権限
- ③ 刑罰の受刑期間の軽減、犯歴抹消審査への参加、法規定に基づく刑罰執行免除の提案、同級及び下位の人民裁判所、執行機関、執行官、関係機関、組織、部署に対して、執行の停止、執行における法律違反のある規定の改正又は撤廃を要求する権限
- ④ 執行における法律違反行為を終了するように要求する権限
- ⑤ 犯罪の容疑がある場合、刑事事件を立件する権限

(5) 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の検察業務

この検察業務は，人民検察院が 2002 年人民検察院組織法第 26 条に規定する

- ① 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育が適法であること
- ② 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の制度が厳正に実施されること
- ③ 被暫定留置者，被勾留者，自由刑の受刑者の生命，財産，名誉，品格とその他の権利が尊重され，法律によって剥奪されないこと

という事柄を保障するため，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の責任を有する機関，部署，個人に対して，法律遵守の検察を行うというものである。

この検察業務を行う際，2002 年人民検察院組織法第 27 条により，人民検察院は以下のとおりの任務と権限を有すると規定されている。

- ① 暫定留置所，勾留所，刑務所への定期，不定期的な直接検査を行うこと
- ② 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の責任を有する同級及び下位機関の書類，資料の検査を行うこと
- ③ 被暫定留置者，被勾留者，自由刑の受刑者に面会し，質問すること
- ④ 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育に関する申立て，告発の受付及び処理を行うこと
- ⑤ 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の場所を管理する同級及び下位機関に当該場所を検査し，人民検察院に通知するよう要求すること
- ⑥ 同級及び下位機関と責任者に対して，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の状況を通知するよう要求すること
- ⑦ 暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育における法律に違反した決定，措置，行為に関する回答を要求すること
- ⑧ 同級及び下位機関に抗議し，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育における法律に違反した決定の執行停止，改正，撤廃，法律違反行為の停止を要求すること及び法律違反者の処分を要求すること

また，人民検察院は，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育の検察業務を行う際，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育における冤罪，誤りを適時に発見，処理する責任を負っており，無根拠及び違法に暫定留置，勾留される者，受刑される者を直ちに釈放する決定を下す。人民検察院は，暫定留置，勾留，自由刑の受刑者の管理と教育における犯罪の兆しを発見した場合，刑事事件を立件し，又は刑事事件を立件するように捜査機関に要求することとされる（2002 年人民検察院組織法第 28 条）。

第 4 人民検察院の組織機構等

人民検察院の機構は 1992 年憲法第 10 章（2001 年改正憲法も章は同じ）と 2002 年人民検察院組織法第 7 章により

- ① 最高人民検察院
- ② プロビンス，中央直轄市の人民検察院²¹
- ③ プロビンスに属する県，市，町，郡等の人民検察院²²
- ④ 軍事検察院

と規定されており，ベトナムの人民検察院は統一系統を形成している。

1 最高人民検察院

(1) 最高人民検察院は，公訴権及び司法活動の検察権を行使し，法律の厳正，統一的な施行の保障に貢献することを責務とする。

(2) 最高人民検察院の組織機構は，検察委員会，局，課，研究所，官房，検察訓練，業務研修学校と中央軍事検察院から組織されている。

なお，従前，最高人民検察院のほかプロビンス級人民検察院においても捜査員が配置され，捜査を行っていたが，2002年人民検察院組織法により，最高人民検察院にのみ捜査局を組織することにし，プロビンス級人民検察院においては捜査を行わないこととなった²³。

(3) 最高人民検察院は長官，複数の副長官²⁴，各検察官，各調査官から構成されている（2002年人民検察院組織法第31条）。

(4) 最高人民検察院長官

最高人民検察院長官は人民検察院の組織をすべて統括し指導する者である。

2002年人民検察院組織法第33条によると最高人民検察院長官の任務及び権限は以下のとおりである²⁵。

- ① 検察任務の実施，業務の企画及び人民検察院の全面的な構築を指導し，検察委員会所管以外の検察業務に関する問題を決定する。
- ② 所管する検察領域に適用する決定，指示，通達，条例，規制，業務制度を公布する。
- ③ 各階級人民検察院の人民検察院及び軍事検察院の活動，検察領域の職員研修，研鑽業務を指導，検査する。
- ④ 最高人民検察院の運営機構を規定し，承認伺いのために国会常任委員会へ提出し，地方人民検察院の運営機構を決定し，国防省大臣との意見を統一した後，軍事検察院の運営機構を規定し，承認伺いのために国会常任委員会へ提出する。
- ⑤ 法律規定に基づく法案，国会令案の草案作成，提出を指導し，法律の統一的適用の必要性が認められた場合，国会常任委員会に憲法，法律，国会令の解釈

²¹ プロビンスは行政単位であり，その下にディストリクトがある。前者を省，後者を県などとしているが訳は一定していない。プロビンス，中央直轄市の人民検察院を「プロビンス級人民検察院」と総称する。

²² プロビンスに属する県，市，町，郡等の人民検察院を「ディストリクト級人民検察院」と総称する。

²³ なお，最高人民検察院の捜査も，司法機関の職員が犯罪者である司法活動侵害罪の捜査のみである。

²⁴ 現在は3人。

²⁵ なお，2003年改正刑訴法第36条において最高人民検察院長官の任務，権限及び責任が詳細に規定されており，参照のこと（2003年改正刑訴法の邦訳はICD NEWS23号に掲載）。

説明をするよう提案する。

- ⑥ 死刑判決を言い渡された者の減刑申請に関する自らの意見を国家主席に提出する。
- ⑦ 犯罪統計の実施。
- ⑧ 法律の統一的適用の指導に関する最高人民裁判所の裁判官評議会の会議に参加する。

(5) 最高人民検察院の副長官及び最高人民検察院検察官

最高人民検察院の副長官及び検察官は、最高人民検察院長官の提案に基づき、大統領（国家主席）によって任命、罷免、更迭される。副長官らは長官の任務実施を補助する²⁶。

(6) 最高人民検察院の検察院委員会

2002年人民検察院組織法第32条によれば、最高人民検察院の検察院委員会は長官、複数の副長官、そして最高人民検察院長官の提案に基づいて国会常任委員会により決定される若干の検察官から構成される。

1980年憲法に基づく人民検察院の検察委員会と比べると、1980年憲法では、検察委員会は長官の諮問機関に過ぎなかったが、1992年憲法（同）及び2002年人民検察院組織法では、検察委員会はもはや単なる長官の諮問機関ではなくなり、人民検察院の重要な問題についても討論、多数決による決定を行う権利を持つようになった。2002年人民検察院組織法第32条によれば、検察委員会で所管する事項は下記の事柄である。

- ① 全領域の方向、任務、業務企画
- ② 国会、国会常任委員会へ提出する法案、国会令法案
- ③ 国会、国会常任委員会、大統領（国家主席）へ提出する最高人民委員会の報告
- ④ 最高人民検察院の運営機構
- ⑤ 最高人民裁判所裁判官評議会の決議と一致しない長官の意見に関する人民検察院長官の国会常任委員会への報告
- ⑥ 犯罪の防止、対策に関して、人民検察院が首相に提出する勧告
- ⑦ 重要な刑事、民事、婚姻および家庭、行政、経済、労働事件、そして、検察委員会の少なくとも2/3の構成員が請求する他の重要問題

上記の事項を決定するに当たり、検察委員会の決議は構成委員の過半数の賛成を得なければならないこととされ、票決が同数の場合、長官の意見が存する側に従って決せられる。もし、長官の意見が検察委員会の多数意見と一致しない場合、その多数意見に従って決せられるが、長官は国会常任委員会又は大統領（国家主席）に報告する権利を有する。検察委員会の権限に関するこの新しい補充条項は、検察領域における集中、統一的指導の原則を保障しつつ、検察委員会という指導集団の知恵の力を発揮

²⁶ 2003年改正刑訴法第36条3項に副長官の任務、権限の規定が、同法第37条に検察官の一般的な任務、権限及び責任に関する規定がある。

し、重要問題の正確な決定を行うことに貢献するものとされている。

2 プロビンス級人民検察院

- (1) 2002年人民検察院組織法では、プロビンス級人民検察院は、院長、各副院長、各検察官から構成され、各副院長及び各検察官は全員が院長により任命、罷免、更迭されることになっている。プロビンス級人民検察院は検察委員会、課及び庁舎を有する。

そして、プロビンス級人民検察院は院長によって指導され、院長は検察委員会の権限に属さない問題を決定する権限を有する。副院長は院長の任務実施を補助する。

1992年憲法（同）及び2002年人民検察院組織法が旧憲法及び旧人民検察院組織法と比べて新しく改正した点は、プロビンス級人民検察院の院長は同級の人民評議会の監督を受け、業務報告責任を負う点である（2002年人民検察院組織法第9条）。

- (2) プロビンス級人民検察院の検察委員会は、院長、各副院長、そしてプロビンス級人民検察院院長の提案に基づいて最高人民検察院長官により決定される検察官から構成される。最高人民検察院検察委員会と同様、プロビンス級人民検察院の検察委員会も、1992年憲法及び2002年人民検察院によると、もはや院長の諮問機関ではなくなり、下記の人民検察院に関する重要な問題を討論し、多数決によって決定する権利を有することとなった（2002年人民検察院組織法第35条）。

- ① 最高人民検察院の方向、任務、業務企画、指示、通達及び決定の実施
- ② 最高人民検察院に対する業務総括の報告
- ③ 同級人民評議会に対する業務報告
- ④ 重要な刑事、民事、婚姻及び家庭、行政、経済、労働事件
- ⑤ 最高人民検察院長官が規定する他の重要問題

検察委員会の決議は構成委員の過半数の賛成を得なければならない。票決が同数の場合、院長の意見がある側に従って決せられる。院長は、検察委員会の多数意見と一致しない場合、多数意見による決定に従うことになるが、最高人民検察院長官に報告する権利を有する。

3 ディストリクト級人民検察院

- (1) ディストリクト級人民検察院の組織は簡略化された組織形態をしている。

ディストリクト級人民検察院は、最高人民検察院長官が任命、罷免、更迭する院長、複数の副院長と検察官から構成されており（2002年人民検察院組織法第36条）、検察委員会及び業務課はなく、院長及び副院長が担当する業務部署と業務補助機構しか有しない。

- (2) ディストリクト級人民検察院院長は、同級の人民評議会の監督を受け、同級人民評議会に対する業務報告責任を負う。

4 軍事検察院

(1) 軍事検察院は法律の規定に基づく公訴権及び司法活動の検察権を行使するために軍隊において組織されている（2002年人民検察院組織法第37条）。軍事検察院は人民検察院の系統に属し、軍事検察院の機能、任務、権限、組織、活動原則とも人民検察院の一般規定に従うことになっている。

(2) 軍事検察院の組織構造は、中央軍事検察院、軍区及び同級の軍事検察院、区域軍事検察院となっており、中央軍事検察院は最高人民検察院の機構に属する。

また、中央軍事検察院長官は、同時に最高人民検察院の副長官であり、各階級の軍事検察院の活動を指導し、最高人民検察院長官に対して責任を負い、業務報告を行う。